

## 東京都薬局物価高騰緊急対策支援金実施要綱

制定 令和5年7月12日付5保医健薬第12号  
一部改正 令和6年1月17日付5保医健薬第2294号

(目的)

第1条 本事業は、物価高騰に直面する都内薬局の負担軽減を目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

(事業内容)

第3条 都内に開設している薬局（健康保険法第63条第3項第1号に定める保険薬局に限る。）の開設者に対し、物価高騰に対応するための支援金を交付する。

(その他)

第4条 本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。